

請願第8号

【件名】

国に対して後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出を求める
請願

撤回すべき第1の理由は、医療費削減のための高齢者差別法だからです。「75歳以上だけを別枠の制度にする必要があるのか」、政府は後期高齢者の心身の特徴を挙げ「それにふさわしい医療にする」との説明ですが、「やがて死ぬのだから、金をかける必要はない」と言うことではないでしょうか。高齢者に重い負担を押し付け、診療報酬も別立てにし、安上がりな差別医療（必要な医療が年齢によって受けられない）となり、医師会の先生方の反対の中心点はここにあります。長年社会に貢献してきた、高齢者に苦しみを強いる、「人の道」に反した制度と言わなければなりません。

第2は、制度の存続によって、国民を苦しめ続けるからです。この制度は2年ごとに見直され、保険料などの負担は、75歳以上の人口増加、長寿と医療の進歩等の医療給付の増加で、自動的に引き上げられる仕組みになっています。予防から入院、「終末期」まであらゆる場面で差別医療が始まっています。「健康作りは不要」と健康診断を行政の義務からはずしました。診療報酬の「定額制」が糖尿病、高血圧などに導入され、「終末期」との診断で「延命治療は無駄」とばかりに本人や家族に「延命治療は控え目に」との「誓約書」を書かせるため医療機関に「後期高齢者終末期相談支援料」を導入しました。更に、後期高齢者だけの「定額制」医療を拡大し検査、投薬、手術を制限する、かかれる医師を「かかりつけ医」一人に限定し、複数の受診を出来なくしようとしています。

第3の理由は、現在の高齢者だけでなく、総ての世代に重い負担を押し付ける制度だからです。最大の「標的」は現役世代、「団塊の世代」と言われています。この制度によって、あらゆる健康保険者がこの制度への「支援金」の負担が強いられました。熊谷市の場合も、国民健康保険加入者一人あたり年額約1万円の「支援金」が試算されています。

以上の理由で、市民の健康と安心を保障するという点から、後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求めていただくようお願いいたします。

【請願事項】

国に後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により、お願いいたします。

請願第9号

【件名】

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

このところトウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食料自給率がカロリーベースで39%、穀物ベースで27%となり国民の中に大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、フィリピンやインドネシアなど多くの国で暴動が起きハイチでは首相が解任されるなど深刻な事態となっています。国連のパン・ギムン事務総長は「かつては1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるをえなくなった」と、新たな飢餓の広がりに重大な懸念を示し、問題解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催されるサミット（主要国首脳会議）でも、環境問題とあわせて食料問題の解決が重要なテーマになります。

食料不足、食料高騰の原因は、原油の高騰、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んでいることなどにあります。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

現在、農家にはコメの生産調整（減反）政策を強化・拡大しながらミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されています。今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画といわれています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上也極めて不合理といわざるを得ません。

また、日本がミニマムアクセス米の輸入を継続することは、結果的に国際的な価格の高騰を助長することになります。

ミニマムアクセス米の輸入は、本来、義務ではなく「輸入の機会を提供する」

というものにすぎません。(99年11月政府答弁)

今や自国の食料自給に責任を負うことがその国の固有の権利＝『食料主権』という考えは世界の大きな流れとなっています。

国際的に米や穀物の供給がひっ迫し、価格が高騰するという食料事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められています。よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出することをお願いいたします。

【請願事項】

1. ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること。

以上、地方自治法第124条の規定により、お願いいたします。